

盛岡市監査委員告示第 15 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 24 年 4 月 6 日

盛岡市監査委員	熊 谷 喜美男
同	藤 尾 善 一
同	佐 藤 敬 三
同	川 村 幸 子

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 24 年 1 月 12 日付け 23 盛監第 95 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 保健福祉部及び盛岡市保健所に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

平成 24 年 2 月 29 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 武田 牧雄
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 12 日付け 23 盛監第 95 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（保健福祉部障がい福祉課）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 5 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 時間外勤務手当の支給に当たり、所属長の決裁を得ていない時間外勤務について、時間外勤務手当が支給されているものが 1 件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続を行うことを求める。
- (3) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務区分の記載誤り及び勤務時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが 6 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める。
- (4) 日帰り旅行に係る旅費の支給に当たり、日帰り旅行命令簿の記載誤りにより支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該旅費について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 公印関係

ア 措置の内容

盛岡市公印規則及び公印取扱規程に基づき公印を適正に使用するよう周知するとともに、公印管理者に対し、管理の徹底を指示した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印管理者が適正に管理していなかったこと、また、公印管理者の不在席時に事後承認を前提

に安易に使用したことが原因である。今後は、公印取扱規程等関係例規に定められた事項について、公印管理者及び課員全員の認識を徹底するとともに、公印管理者の不在席時には代理を定める等適正に管理していくこととした。

(2) 所属長の決裁を得ていない時間外勤務関係

ア 措置の内容

平成 23 年 12 月 13 日に返納を完了した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

所属長の勤務命令による時間外勤務がなされていなかったことが原因である。今後は、所属長の命令により時間外勤務を行うよう指導し、再発防止に努めることとした。

(3) 勤務区分の記載誤り及び勤務時間数の算定誤り関係

ア 措置の内容

正しい勤務区分で算定し、平成 23 年 12 月 16 日までに、追給及び返納を完了した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

決裁権者の確認を徹底するとともに、時間外・休日勤務命令表の記載について注意喚起した。また、区分の記入誤りが起きないようにあらかじめ時間外・休日勤務命令表の記載すべき区分欄を網掛表示にした。更には、集計表を作成して区分や時間数の記載誤りがないか再度チェックし、再発防止に努める。

(4) 日帰り旅行に係る旅費の支給関係

ア 措置の内容

平成 23 年 12 月 16 日に追給を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

日帰り旅行命令簿の記載内容について、決裁権者の確認を徹底し、再発防止に努める。

平成 24 年 2 月 29 日

盛岡市監査委員 熊 谷 貴美男
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 12 日付け 23 盛監第 95 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 生活福祉課 ）

日帰り旅行に係る旅費の支給に当たり、日帰り旅行命令簿及び勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 6 件見られた。当該旅費について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

平成 22 年度分日帰り旅行に係る旅費支給額に誤りのあった 6 件について、平成 24 年 1 月 24 日に当該分の追加支給事務を完了した。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

日帰り旅行命令簿に基づく勤務実績報告が正確に反映されていなかったことが主な原因であったことから、勤務実績報告作成の際に複数の担当による確認を徹底し、支給過誤を防止する体制を構築しました。

平成24年2月28日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 武田 牧雄
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成24年1月12日付け 盛監第95号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第199条第12項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 永井保育園）

時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数及び合計時間数の算定誤りにより、支給額に誤りのあるものが2件見られた。当該時間外勤務手当について、返納の手続きを行うことを求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

時間外勤務時間数の算定誤りにより、時間外勤務手当の支給誤りのあったものについて、再計算をし、平成24年1月6日に返納の手続きを行った。

（2）原因、予防策及び経過等を含めた内容

所属長及び庶務担当者の確認不足によるものであった。

勤務時間数の計算について、集計及び決裁の際の複数での確認体制を強化し、再発防止に努めることとした。

平成 24 年 2 月 28 日

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 武 田 牧 雄
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 川 村 幸 子 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 12 日付け 23 盛監第 95 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 乙部保育園）

- (1) 時間外勤務手当の支給に当たり、勤務時間数の算定誤り及び勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 3 件見られた。当該時間外勤務手当について、追給及び返納の手続を行うことを求める
- (2) 日帰り旅行に係る旅費の支給に当たり、勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額に誤りのあるものが 1 件見られた。当該旅費について、追給の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 勤務時間数の算定誤り及び勤務実績報告書の記載誤り関係

ア 措置の内容

時間外勤務手当の支給誤りのあったものについて、再計算し、平成 23 年 12 月 2 日までに追給、返納の手続を行なった。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

所属長及び庶務担当者の確認不足によるものであった。時間外勤務命令簿記入の際に内容が正確に記載されているかなどについて、所属長等複数の職員で確認する体制とした。

(2) 日帰り旅行に係る旅費関係

ア 日帰り旅費勤務実績報告書の記載誤りにより、支給額誤りのあったものについて平成 23 年 12 月 16 日追給の手続を行なった。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

所属長及び庶務担当者の確認不足によるものであった。日帰り旅費 DB 入力の際に内容が正確に記載されているかなどについて、所属長等複数の職員で確認する体制とした。

平成 24 年 1 月 30 日

盛岡市監査委員 熊谷 喜美男
盛岡市監査委員 武田 牧雄
盛岡市監査委員 佐藤 敬三
盛岡市監査委員 川村 幸子 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 24 年 1 月 12 日付け 23 盛監第 95 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 企画総務課）

- (1) 公印の使用に当たり、使用承認を得ていないものが 85 件見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 墓園の指定管理に当たり、管理運営に関する基本協定に定められた修繕費の精算を行っていないものが 1 件見られた。当該修繕費について、返納の手続を行うことを求める。

2 措置の状況

(1) 公印関係

ア 措置の内容

使用承認印のないものの内容を確認し、分析するとともに、公印取扱規程について、課員に対する職員研修を行ない、公印の使用及び管理を適正に行なうよう指導した。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

公印管理者が公印を適正に管理していなかったことが原因である。

今後については、公印管理者及び職員全員が公印取扱規程を習熟し、業務の適正な執行を行うように努める。

(2) 指定管理関係

ア 措置の内容

指定管理者に対して、基本協定の内容を示したうえで、速やかに返還措置を行った。

イ 原因、予防策及び経過等を含めた内容

原因は、管理運営に関する基本協定について理解が不足していたことである。

今後については、所属長等関係職員が関係法令・規則等を習熟し、業務の適正な執行を行うように努める。